

○文部科学省告示第一号
国土交通省告示第一号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年總理府令第五十七号)第十四条第八号の規定に基づき、平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から適用する。

平成十七年十一月二十四日

文部科学大臣 小坂 恵次
経済産業大臣 二階 俊博

国土交通大臣 臨時代理 国務大臣 脇掛 哲男

國務大臣 脇掛 哲男

第三十二条第一項第三号中「事業者等及び事業者等から運搬の委託を受けた者」を「法第五十八条第一項に規定する原子力事業者等(以下単に「原子力事業者等」という。)及び原子力事業者等から運搬を委託された者」に改め、同条第二項第三号中「事業者等及び事業者等から運搬の委託を受けた者」を「原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者」に改める。

○文部科学省告示第一号
国土交通省告示第一号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和五十三年總理府令第五十六号)第一条の規定に基づき、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成十七年十二月一日から適用する。

平成十七年十一月二十四日

文部科学大臣 小坂 恵次
経済産業大臣 二階 俊博

国土交通大臣 臨時代理 国務大臣 脇掛 哲男

國務大臣 脇掛 哲男

核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示の一部を改正する告示

(昭和五十三年科学技術庁告示第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「使用者、製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、外國原子力船運航者、

使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(以下「使用者等」という。)を「原子力事業者等(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十号)第五号及び第九号並びに第二条第七項第一号の規定に基づき、放射性物質等の運搬に関する基準を次のように定め、平成十七年十二月一日より適用する。

○厚生労働省告示第四百九十一号
放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)第二条第六項第一号、第三号、第五号及び第九号並びに第二条第七項第一号の規定に基づき、放射性物質等の運搬に関する基準を次のように定め、平成十七年十一月二十四日
放射性物質等の運搬に関する基準

厚生労働大臣 川崎 二郎

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 製造所等における運搬(第二条—第五条)

告 示

第三章 製造所等の外における運搬

第一節 放射性輸送物に関する基準(第六条—第十一条)

第二節 車両運搬に関する基準(第十二条—第二十九条)

第三節 簡易運搬に関する基準(第三十条)

第一章 総則

用語

第一条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 車両 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両をいう。

二 コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた車両その他の機械又は器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。

三 放射性輸送物 放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号。以下「規則」という。)第二条第七項第一号に規定する放射性輸送物をいう。

四 専用積載 大型コンテナ(外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、内容積が三・〇立方メートルを超えるコンテナをいう。以下同じ。)又は車両が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。

五 タンク 気体、液体又は固体を収納する容器であつて、運搬のために用いられるものをいう。

六 オーバーパック 荷送人によつて放射性輸送物が箱又は袋等(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものを除く。)に収納され又は包装されているものをいう。

七 放射性輸送物等 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナをいう。

第二章 製造所等における運搬

(容器に封入することを要しない放射性物質によつて汚染された物の放射性物質の濃度)

第二条 規則第二条第六項第一号の厚生労働大臣が定める濃度は、一グラム当たり、別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ、別表第一から別表第六までの第二欄に掲げる数量(以下「 A_2 値」という。)の一万分の一とする。

(運搬物及び車両等に係る線量率)

第三条 規則第二条第六項第三号の厚生労働大臣が定める線量率は、一センチメートル線量当量率について次のとおりとする。

一 運搬物(規則第二条第六項に規定する運搬物をいう。以下この章において同じ。)の表面における線量率については、二ミリシーベルト毎時

二 運搬物の表面から一メートル離れた位置における線量率については、百マイクロシーベルト毎時

三 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面)における線量率については、二ミリシーベルト毎時

四 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートル離れた位置における線量率については、百マイクロシーベルト毎時

五 コンテナの表面から一メートル離れた位置における線量率については、百マイクロシーベルト毎時

六 コンテナの表面から一メートル離れた位置における線量率については、百マイクロシーベルト毎時

(危険物)
第四条 規則第二条第六項第五号の厚生労働大臣が定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス(消火器に封入したもの)を除く。第十五条第二項第二号において同じ。)

三 撻発油 アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摄氏八十五度以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの

五 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年總理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。)第一条第三号に規定する核燃料輸送物(以下単に「核燃料輸送物」という。)

六 前各号に掲げるもののほか、放射性物質等の安全な運搬を損なうおそれのあるもの(標識)

第五条 規則第二条第六項第九号の厚生労働大臣が定める標識は、様式第一によるものとする。

第三章 製造所等の外における運搬

第一節 放射性輸送物に関する基準

(放射性輸送物として運搬しなければならない放射性物質等)

第六条 規則第二条第七項第一号イ(1)から(3)まで以外の部分の厚生労働大臣が定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

一 規則第二条第七項第一号イ(3)に規定する低比放射性物質(第九条第一項第一号に掲げるものに限る。)であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 通常の運搬状態において、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられていること。

ロ 専用積載で運搬すること。

二 規則第二条第七項第一号イ(3)に規定する表面汚染物(第九条第二項第一号に掲げるものに限る。)であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 前号イに掲げる要件に適合すること。

ロ 専用積載で運搬すること。ただし、表面の放射性物質の密度が、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる密度を超えないものは、この限りでない。

放射性物質の区分

密度

○ 四ベクレル毎平方センチメートル

(L型輸送物として運搬できる放射性物質等)

第七条 規則第二条第七項第一号イ(1)の厚生労働大臣が定める放射性物質等は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等とする。

一 放射性物質等であつて、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性物質等の区分

放射能の量

固体	A ₂ 値の千分の一
液体	A ₂ 値の一万分の一
トリチウム	○・八テラベクレル
その他もの	A ₂ 値の千分の一

二 放射性物質等が収納されたことのある空の容器の内表面に付着している放射性物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 放射性物質の密度が輸送物表面密度限度(前条第二号ロの表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる非固定性汚染(通常の取扱いにおいて、人が触れるおそれがある表面の汚染であつて、はぐ離すするおそれがあるものをいう。以下同じ。)に係る放射性物質の密度をいう。以下同じ。)の百倍を超えないこと。

ロ 当該容器に収納されていないこと。

ハ 容器は、き裂、破損等がないこと。

(A型輸送物として運搬できる放射性物質等の量の限度)

第八条 規則第二条第七項第一号イ(2)の厚生労働大臣が定める量は、A₂値とする。

(I P-1型輸送物 I P-2型輸送物又はI P-3型輸送物として運搬できる放射性物質等)

第九条 規則第二条第七項第一号イ(3)の厚生労働大臣が定める低比放射性物質(以下単に「低比放射性物質」という。)は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であつて、当該放射性物質等を一箇所に集積した場合に、その表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。

一 次に掲げる要件に適合する放射性物質等(以下「LSA-I」という。)

イ 放射能が当該放射性物質等の全体に分布していること。

ロ 当該放射性物質等の全体について平均した放射能濃度(以下「平均放射能濃度」という。)が船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号)第一条の二第一項第一号に規定する免除濃度の三十倍を超えないもの

二 下ロ 前号に掲げる放射性物質等以外の放射性物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの(以下「LSA-II」という。)

イ 放射能が当該放射性物質等の全体に分布していること。

ロ 次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に適合すること。

三 前二号に掲げる放射性物質等以外の固体状の放射性物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの(以下「LSA-III」という。)

イ 放射能が当該放射性物質等の全体に均一に分布していること。

ロ 平均放射能濃度が一グラム当たりA₂値の五百分の一を超えないこと。

ハ 別記第一に定める浸漬試験を行つた場合に、水中への放射性物質の漏えい量がA₂値の十分の一を超えないこと。

二 可燃性のものにあつては、放射能の量がA₂値の百倍を超えないこと。

規則第二条第七項第一号イ(3)の厚生労働大臣が定める表面汚染物(以下単に「表面汚染物」という。)は、放射性物質等によって表面が汚染された物(以下この項において「汚染物」という。)であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち、放射能の量が A 値の百倍を超えず、かつ、当該汚染物を一箇所に集積した場合に、その表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。

一次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(以下「SCO-I」という。)

表面の汚染の区分

非固定性汚染		密度
その他の汚染	表面に付着している放射性物質等(以下「汚染源」という。)がアルファ線を放出する低危険性の放射性物質をいう。以下同様。以半減期が十日未満の放射性物質をいう。以下同様。以外のアルファ線を放出する放射性物質である場合	
その他の汚染	汚染源がアルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質である場合	〇・四ベクレル每平方セントメートル
非固定性汚染	汚染源がアルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質である場合	四・四ベクレル每平方セントメートル
表面の汚染の区分	表面に付着する表面の汚染の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(前号に定めるものを除く。以下「SCO-II」という。)	四・四ベクレル每平方セントメートル
その他の汚染	汚染源がアルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質である場合	四十キロベクレル每平方セントメートル
非固定性汚染	汚染源がアルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質である場合	四百ベクレル每平方センチメートル
その他の汚染	汚染源がアルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質である場合	八百キロベクレル每平方センチメートル

二次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(前号に定めるものを除く。以下「SCO-II」という。)

低比放射性物質又は表面汚染物の区分		放射性輸送物	
		専用積載で運搬する場合	専用積載以外で運搬する場合
LSA-I	固体	I P-1型輸送物	I P-1型輸送物
LSA-II	液体又は気体	I P-2型輸送物	I P-2型輸送物
SCO-I	I P-2型輸送物	I P-3型輸送物	I P-3型輸送物
SCO-II	I P-2型輸送物	I P-2型輸送物	I P-2型輸送物

(放射性輸送物に関する技術上の基準)

規則第二条第七項第一号ロの厚生労働大臣が定める放射性輸送物に関する技術上の基準は、次の各号に掲げる放射性輸送物ごとに、それぞれ、当該各号に定めるとおりとする。

一 LSA-I 型輸送物 次のイからチまでに掲げる要件に適合すること。

イ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができるること。

ロ 通搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。

ハ 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

二 容器の材料相互の間及び材料と収納され又は包装される放射性物質等との間で、危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。

ホ 容器又は包装が誤つて操作されないような措置が講じられていること。

ヘ 容器又は包装が開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示がされていること。ただし、第七条第二号に規定する放射性物質等を運搬する場合は、この限りでない。

ト 表面における一センチメートル線量当量率が、五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

チ 表面の放射性物質の密度が輸送物表面密度限度を超えないこと。

ト A 型輸送物 次のイからルまでに掲げる要件に適合すること。

イ 表器の弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。

ハ 表面の放射性物質の密度が輸送物表面密度限度を超えないこと。

ト ハ 容器又は包装が開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示がされていること。ただし、第七条第二号に規定する放射性物質等を運搬する場合は、この限りでない。

チ 容器の構成部品は、摂氏零度から摂氏七十度までの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。

ト ハ 容器に収納することができる放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を吸収することができる吸収材又は二重の密封部分から成る密封装置(容器の構成部品のうち、放射性物質の漏えいを防止するための装置をいう。)を備えること。

(2) 容器は、放射性物質等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。

3 低比放射性物質又は表面汚染物を I P-1 型輸送物、I P-2 型輸送物又は I P-3 型輸送物とする場合においては、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質又は表面汚染物の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射性輸送物とする。

ト 表面における一センチメートル線量当量率が、二ミリシーベルト毎時を超えないこと。たゞし、専用積載で運搬する放射性輸送物であつて、第十四条第二項並びに第二十九条第三項第一号及び第二号に掲げる基準に従うもののうち、安全上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたものは、表面における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

チ 表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率（コンテナ又はタンクを容器として使用する放射性輸送物であつて、専用積載以外で運搬するものについては、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率に、次の表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値）が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、放射性輸送物を専用積載で運搬する場合であつて、安全上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

最大断面積の区分	係数
一平方メートル以下	一
一平方メートル超五平方メートル以下	二
五平方メートル超二十平方メートル以下	三
二十平方メートル超	十

リ 放射性物質の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され又は包装されていないこと。

ヌ 別記第二第一号に定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

(1) 放射性物質の漏えいがないこと。
(2) 表面における一センチメートル線量当量率が著しく増加せず、かつ、二ミリシーベルト毎時（トただし書に該当する場合は、十ミリシーベルト毎時）を超えないこと。

ル 別記第二第二号に定める条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。

三 I P-1型輸送物 前号イ、ロ、ト及びチに掲げる要件に適合すること。
四 I P-2型輸送物 次のイからハまでに掲げる要件に適合すること。
五 I P-3型輸送物 次のイからハまでに掲げる要件に適合すること。

ロ 別記第三に定める条件の下に置くこととした場合に、第二号ヌ(1)及び(2)に掲げる要件に適合すること。

ハ ロの規定にかかわらず、コンテナ（収納する放射性物質等が固体の場合に限る。）、タンク又は金属製中型容器（金属製の容器であつて、運搬中に生じる応力に耐える構造及び強度を有し、かつ、内容積が三立方メートル以下のもののうち、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）第二十五条の五第二項第一号に規定するものであつて、容器等級がI又はIIの危険物を収納する金属製IBC容器の基準に適合するものをいいう。以下同じ。）を容器として使用する場合においては、ロに掲げる要件又はこれと同等と厚生労働大臣の認める基準に適合すること。

五 I P-3型輸送物 次のイからハまでに掲げる要件に適合すること。

ロ 別記第四に定める条件の下に置くこととした場合に、第二号ヌ(1)及び(2)に掲げる要件に適合すること。

ハ ハイ及びロの規定にかかわらず、コンテナ（収納する放射性物質等が固体の場合に限る。）、タンク又は金属製中型容器を容器として使用する場合においては、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合すること。
(1) 第二号ハからホまで及びヘ(2)並びに第二号に掲げる要件に適合すること。

ロ 口に掲げる要件又はこれと同等と厚生労働大臣の認める基準に適合すること。

(特別措置)

第十一條 規則第二条第七項第一号イの厚生労働大臣の承認は、次に掲げる要件に適合する場合に行なうこととする。

一 第六条第一号及び第二号並びに第七条から第九条までの規定に従つて運搬することが著しく困難であること。

二 安全な運搬を確保するためには、第六条第一号及び第二号並びに第七条から第九条までの規定によらないで運搬しても安全上支障がないこと。

三 当該運搬する放射性輸送物の一センチメートル線量当量率が、表面において十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

第一節 車両運搬に関する基準

(車両運搬に関する基準)

第十二条 規則第二条第七項第一号ロの厚生労働大臣が定める基準（車両運搬（製造所の外における車両による運搬をいう。以下同じ。）により運搬する放射性物質等（容器に収納され又は包装されているもの）を含む。）に係るものに限る。）は、前節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(取扱場所)

第十三条 放射性輸送物等（L型輸送物、L型輸送物のみが収納され又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナ（以下「L型輸送物等」という。）を除く。第十八条第一項及び第二十二条から第二十四条までにおいて同じ。）は、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。ただし、繩張、標識の設置等の措置を講じた場合は、この限りでない。

(積載方法等)

第十四条 放射性輸送物等の積込み又は取卸しは、放射性輸送物の安全性が損なわれないように行ななければならない。

2 放射性輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

3 放射性輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載してはならない。

(混載制限)

第十五条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2 放射性輸送物等は、次に掲げる物と混載してはならない。

一 火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類及び同条第一項に規定するがん具煙火

二 高圧ガス保安法第二条に規定する高圧ガス

三 撥発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摄氏五十度（専用積載の場合にあつては、摄氏八十五度）以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの

五 核燃料輸送物

前各号に掲げるもののほか、放射性輸送物の安全な運搬を損なうおそれのあるもの

(コンテナ又はオーバーパックに係る線量率等)

第十六条 放射性輸送物が収納されているコンテナ又はオーバーパックの線量率は、次の各号に掲げることに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

一 表面、一センチメートル離れた位置、一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時

二 放射性輸送物が収納されているコンテナ又はオーバーパックの表面の放射性物質の密度は、輸送表面密度限度を超えてはならない。

(輸送指數)
第十七條 放射

第十七条 放射性輸送物（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年總理府令第五十六号。以下「放射線障害防止法施行規則」という。）第十八条の三第一項及び第二項に規定する放射性輸送物を含む。以下この条、第十九条第三項並びに第二十八条第五項、第十項及び第十三項において同じ。）、オーバーパック（放射線障害防止法施行規則第十八条の三第一項及び第二項に規定する放射性輸送物が収納され又は包装されているものを含む。以下この条、第十九条第三項並びに第二十八条第五項及び第十項において同じ。）及び放射性輸送物が収納されているものを除く。）については、輸送指數を定めるものとする。ただし、L型輸送物（放射線障害防止法施行規則第十八条の三第一項第一号に掲げるL型輸送物を含む。以下この項及び第二十八条第十三項において同じ。）、L型輸送物のみが収納され又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。

一 前項の輸送指數は、次の各号に定めるところにより決定される數値とする。
放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量當量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値（コンテナ又はタンクが容器として使用されている放射性輸送物にあつては、当該百を乗じて得た値に、第十条第二号チの表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値）。この場合において、当該値が〇・〇五以下であるときは、当該値を〇とすることができる。

二 オーバーパックにあつては、当該オーバーパックに収納され又は包装されている放射性輸送物

三 ことに前号による値を合計して得た値。ただし、外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十条第二号子の表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。この場合において、当該値が○・○五以下の場合にあつては、当該値を〇とすることができる。

三 放射性輸送物が収納されていいるコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十条第二号子の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、当該係数を乗じて得た値が○・○五以下の場合にあつては、当該値を〇とすることができる。

			表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならぬ。
放射性輸送物等の区分			
一 放射性輸送物(コンテナ又はタンクが容易に使用されて同じ。又はオーバーアンチ及び器皿とて、表面における一セントメートル線量、当量率が五マイクロシーベルト毎時以下であり、輸送指數が〇であるもの)	標識	放射性輸送物又はオーバーアンチの表面の二箇所	放射性輸送物又はオーバーアンチの表面の二箇所
二 前号に掲げるものの以外の放射性輸送物又はオーバーアンチである。表面における一セントメートル線量、當量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ輸送指數が一を超えるもの	標識	放射性輸送物又はオーバーアンチの表面の二箇所	放射性輸送物又はオーバーアンチの表面の二箇所

放射性物質等の区分

日本語表記

英語表記

国連番号

放射能の量	A ₂ 値の百倍	制限なし
L型輸送物(空容器)に収納され又は包装されている放射性物質等(少量の放射性物質等)	2908	
RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGING	2910	
RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGING-LIMITED QUANTITY OF MATERIAL	2913	
RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY(USA-I)	2912	
RADIOACTIVE MATERIAL, SURFACE CONTAMINATED OBJECTS(SCO-I or SCO-II)	2915	
RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE	2919	
RADIOACTIVE MATERIAL, TRANSPORTED UNDER SPECIAL ARRANGEMENT	3321	
RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY(USA-II)	3322	
RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY(USA-III)		

(積載限度)

第十九条 オーバーパックであつて、輸送指数が十を超えるものは、車両に積載してはならない。ただし、専用積載で運搬する場合は、この限りでない。

第二十条 放射性輸送物等を車両に積載した状態における線量率は、次の各号に掲げる場所¹ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

- 1 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面) 一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時
 - 2 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面) から一メートル離れた位置 一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時
 - 3 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 一センチメートル線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時
- (連結制限)

第十項及び第十二項において同じ²)で運搬する場合は、この限りでない。

第三十一条 放射性輸送物等を積載する場合において、一の車両

3 放射性輸送物等を積載する場合において、一の車両(二)以上の自動車又は整車両が連結されている場合にあつては、当該二以上の自動車又は軽車両(以下同じ)に積載する放射性輸送物(オーバーパックに収納され又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く)、オーバーパック(コンテナに収納されているものを除く)及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数を合計して得た値は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合は、この限りでない。

4 IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物を積載する場合において、一の車両に積載するIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物並びに放射線障害防止法施行規則第十八条の三第二項に規定するIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物(以下「IP型輸送物」という)に収納されている汚染物等(低比放射性物質及び表面汚染物並びに放射線障害防止法施行規則第十八条の三第二項に規定する低比放射性同位元素及び表面汚染物をいふ。以下この項及び第二十八条第十一項において同じ³)の放射能の量の合計は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量を超えてはならない。

汚染物等の区分

一 LSA-I-II又は平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等による放

射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の三等の規定に基づく放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術基準に係る細目等。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」⁴といふ第五条第一項第一号に規定するLSA-I-II二 第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ⁵又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ⁶)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ⁷)のうち可燃物以外の固体

三 LSA-I-II等又はLSA-I-III等のうち前号に掲げるもの以外のもの

IV SCO-I-I若しくは放射性同位元素科学技術庁告示第五条第二項第一号に規定するSCO-I-II又はSCO-I-II若しくは放射性同位元素科学技術庁告示第五条第二項第二号に規定するSCO-I-II

五 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ⁸又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ⁹)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ¹⁰)のうち可燃物以外の固体六 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ¹¹又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ¹²)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ¹³)のうち可燃物以外の固体七 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ¹⁴又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ¹⁵)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ¹⁶)のうち可燃物以外の固体八 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ¹⁷又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ¹⁸)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ¹⁹)のうち可燃物以外の固体九 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ²⁰又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ²¹)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ²²)のうち可燃物以外の固体十 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ²³又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ²⁴)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ²⁵)のうち可燃物以外の固体十一 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ²⁶又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ²⁷)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ²⁸)のうち可燃物以外の固体十二 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ²⁹又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ³⁰)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ³¹)のうち可燃物以外の固体十三 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ³²又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ³³)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ³⁴)のうち可燃物以外の固体十四 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ³⁵又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ³⁶)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ³⁷)のうち可燃物以外の固体十五 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ³⁸又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ³⁹)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ⁴⁰)のうち可燃物以外の固体十六 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ⁴¹又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ⁴²)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ⁴³)のうち可燃物以外の固体十七 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ⁴⁴又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ⁴⁵)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ⁴⁶)のうち可燃物以外の固体十八 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ⁴⁷又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ⁴⁸)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ⁴⁹)のうち可燃物以外の固体十九 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ⁵⁰又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ⁵¹)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ⁵²)のうち可燃物以外の固体二十 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ⁵³又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ⁵⁴)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ⁵⁵)のうち可燃物以外の固体二十一 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ⁵⁶又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ⁵⁷)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ⁵⁸)のうち可燃物以外の固体二十二 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ⁵⁹又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ⁶⁰)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ⁶¹)のうち可燃物以外の固体二十三 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ⁶²又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ⁶³)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ⁶⁴)のうち可燃物以外の固体二十四 LSA-I-II等(LSA-I-II又は放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に規定するLSA-I-IIをいう。以下同じ⁶⁵又はLSA-I-III等(LSA-I-IIIをいう。以下同じ⁶⁶)のうち可燃物以外の固体IIIをいう。以下同じ⁶⁷)のうち可燃物以外の固体

(見張人)

第二十四条 放射性輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律五百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、コンテナ又は非開放型の車両に施錠等の措置がなされており、関係者以外の者が当該放射性輸送物等に係る放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。

(同乗制限)

第二十五条 第十八条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる放射性輸送物等を運搬する場合には、当該放射性輸送物等を積載した自動車又は軽車両において運搬に従事する者が通常乗車する場所に、関係者以外の者を同乗させてはならない。

(放射線防護計画)

第二十六条 荷送人又は荷受人は、放射性輸送物等の運搬に際して適切に放射線障害を防止することができるように、次に掲げる事項について記載した放射線防護計画を定めなければならない。

一 輪送実施体制に関する事項

二 放射線の線量の測定方法及び放射線の線量評価に関する事項

三 放射性輸送物等の表面の汚染に関する事項

四 放射性輸送物等からの隔離及び防護に関する事項

五 緊急時の対応に関する事項

六 緊急時のための訓練に関する事項

七 放射線防護計画の品質保証に関する事項

八 その他の必要な事項

(教育及び訓練)

第二十七条 荷送人又は荷受人は、運搬に従事する者に対し、次の各号に掲げる事項について、運搬に従事するのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならぬ。

一 放射性輸送物等の取扱方法に関する事項

二 職務に応じた特定の訓練に関する事項

三 放射線障害を想定した安全訓練に関する事項

四 その他の必要な事項

(放射性輸送物としないで運搬できる低比放射性物質等の運搬)

第二十八条 第六条第一号に掲げる低比放射性物質及び同条第二号に掲げる表面汚染物を放射性輸送物としないで運搬する場合には、次項から第十四項までの規定によらなければならない。

2 第六条第一号に掲げる低比放射性物質又は同条第二号に掲げる表面汚染物（以下この条、次条第四項及び第三十条第六号において「低比放射性物質等」という。）が収納されているコンテナ又はタンクの線量率は、次の各号に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

一 表面 一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時

二 表面から一メートル離れた位置 一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

3 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクの表面の放射性物質の密度は、輸送物表面汚染物をいう。以下この条（第十一項を除く。）において同じ）及び汚染物等が収納されているコンテナ又はタンクについては、輸送指數を定めるものとする。

5

前項の輸送指數は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一 汚染物等（コンテナ又はタンクに収納されているものを除く。）及び汚染物等が収納されているタンクにあつては、当該汚染物等又は当該タンクの表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十条第二号チの表の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、当該値が〇・〇五以下の場合にあつては、当該値を〇とすることができる。

二 汚染物等が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている汚染物等及び

汚染物等が収納されているタンクについて前号による値を合計して得た値（当該コンテナに放射性輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と、当該コンテナに収納されている放射性輸送物（オーバーパックに収納され又は包装されているものを除く。）及びオーバーパックについて第十七条第二項第一号及び第二号による値とを合計して得た値）又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十条第二号チの表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、当該係数を乗じて得た値が〇・〇五以下の場合は、当該値を〇とすることができる。

6 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクには、次の各号に掲げる放射性輸送物等ごとに、それぞれ、当該各号に掲げる標識を当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならぬ。

7 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、輸送指數が〇であるもの

8 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、輸送指數が〇を超えるもの

9 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、輸送指數が一を超えるもの

10 低比放射性物質等が収納されている大型コンテナ又はタンクには、コンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

8 前項の規定にかかるわらず、コンテナ標識に代えて、第六項又は次条第四項の標識を、コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第六項又は次条第四項の規定にかかるわらず、第六項又は次条第四項の標識を付すことを要しない。

9 第十八条第五項の表の上欄に掲げる低比放射性物質等のうち、同一の区分に属する放射性物質等のみが収納されている大型コンテナ又はタンク（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を運搬する場合には、同表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる国連番号を六十五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、当該大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識上若しくはコンテナ標識（第八項又は第十八条第四項の規定により拡大して付された標識を含む。）に近接して付された国連番号用副標識上に表示しなければならない。

10 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載する場合において、一の車両に積載する汚染物等（コンテナ又はタンクに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指數とを合計して得た値）は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合は、この限りでない。

11 第六条第二号に掲げる表面汚染物を積載する場合において、一の車両に積載する当該表面汚染物及び放射線障害防止法施行規則第十八条の十一第二号に掲げる表面汚染物の放射能の量を合計した量（当該車両にIP型輸送物を積載する場合にあつては、当該量と、当該車両に積載するIP型輸送物に収納されている汚染物等の放射能の量を合計して得た値）は、第十九条第四項の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量を超えてはならない。

12

画については、積込み又は取卸しを終了した場合には、放射性物質等による当該車両の表面の汚染の程度が第二十条第二項各号に掲げる基準を超えないようにならなければならない。

13 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する車道又は軌道の車両は、放射性輸送物（し型輸送物を除く。以下この項において同じ。）、放射性輸送物が収納され若しくは包装されているオーバーパック、核燃料輸送物（外運搬規則第三条第一項第二号に掲げるし型輸送物を除く。以下この項において同じ。）、核燃料輸送物が収納され若しくは包装されているオーバーパック、汚染物等（外運搬規則第十二条第一号に掲げる低比放射性物質及び同条第二号に掲げる表面汚染物を含む。以下この項において同じ。）、汚染物等が収納されているタンク又はこれらのが収納されているコンテナを積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

14 第十三条から第十五条まで、第十九条第二項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第二十二条から第二十五条までの規定は、低比放射性物質等を運搬する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十三条	
第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条第一項	放射性輸送物等
第十九条第一項及び第二項	放射性輸送物
第二十条第一項	放射性輸送物等
第二十一条第一項	放射性輸送物等
第二十二条第一項	放射性輸送物等
第二十三条第一項	放射性輸送物等
第二十四条第一項	放射性輸送物等
第二十五条	放射性輸送物等

(特別措置)
第二十九条 第十六条、第十九条（前条第十四項において第十九条第二項を準用する場合を含む。）、第二十条（前条第十四項において第二十条第一項を準用する場合を含む。）並びに前条第二項、第三項及び第十項から第十二項までの規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じかつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。
第三十条 規則第二条第七項第一号ロの厚生労働大臣が定める基準（簡易運搬（製造所の外における車両運搬以外の運搬（船舶又は航空機によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、第一節に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。
一 簡易運搬により運搬される放射性物質等（容器に収納され又は包装されているものに限る。以下「運搬物」という。）を積載し又は収納した機械又は器具（簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機器」という。）の表面における一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。
二 運搬物（し型輸送物を除く。以下この号、次号及び第五号において同じ。）の運搬機器への積付は、運搬中にいて移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

1 第十六条第一項第一号

イ 専用積載で運搬すること。
ロ 関係者以外の者が当該オーバーパック又はコンテナに近づくことを防止する措置を講じること。

ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。
ニ 表面において一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

二 第十六条第一項第二号

三 第二十条第一項第二号
(前条第十四項において同一の規定に準用する場合を含む。)

四 前条第二項第一号

五 前条第二項第二号

六 前条第二項第三号

七 前条第二項第四号

八 前条第二項第五号

九 前条第二項第六号

一〇 前条第二項第七号

一一 前条第二項第八号

一二 前条第二項第九号

一三 前条第二項第十号

一四 前条第二項第十一号

一五 前条第二項第十二号

一六 前条第二項第十三号

イ 専用積載で運搬すること。
ロ 関係者以外の者が当該オーバーパック又はコンテナに近づくことを防止する措置を講じること。
ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。
ニ 表面において一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。
ト 每時を超えないこと。
ルト毎時を超えないこと。

3 第十条第二号ト若しくはチ、第三号、第四号イ若しくは第五号イの規定により厚生労働大臣の承認を受けて、又は第十二条の規定により放射性物質等又は放射性輸送物を運搬しようとする場合には、安全な運搬を確保するためには必要な措置（これらの規定（第十条第二号チ及び第十二条を除く。）により厚生労働大臣の承認を受けて、表面における一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超え十ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を運搬しようとする場合にあつては、次の各号に掲げる措置）を講じ、かつ、安全上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ。
一 関係者以外の者が当該放射性輸送物に近づくことを防止する措置を講じること。
二 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。
4 第一条及び前項の規定により放射性物質等、放射性輸送物等、低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する場合には、専用積載で運搬しなければならず、また、第十八条第一項又は前条第六項の規定にかかるわらず、それらの表面（放射性物質等及び低比放射性物質等の表面を除く。）の二箇所（コンテナ又はタンクにあつては、当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所）に第三類黃標識を付さなければならない。

第三節 簡易運搬に関する基準

第三十条 規則第二条第七項第一号ロの厚生労働大臣が定める基準（簡易運搬（製造所の外における車両運搬以外の運搬（船舶又は航空機によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、第一節に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。
一 簡易運搬により運搬される放射性物質等（容器に収納され又は包装されているものに限る。以下「運搬物」という。）を積載し又は収納した機械又は器具（簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機器」という。）の表面における一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。
二 運搬物（し型輸送物を除く。以下この号、次号及び第五号において同じ。）の運搬機器への積付は、運搬中にいて移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

三 運搬物は、同一の運搬機器に第四条各号に掲げる危険物と混載しないこと。

四 一以上の運搬物（その表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロヘルツ時を超えるものに限る。以下この項において同じ。）を一の運搬機器に積載し又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し若しくは収納する運搬物のそれぞれの輸送指數（運搬物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率を $\mu\text{Ci}/\text{hr}\cdot\text{m}^2$ ベルト毎時単位で表した値）に百を乗じて得た値を以て、以下の条において同じ。）を合計して得た値又は当該運搬機器に積載し若しくは収納する一以上の運搬物の集合を直接測定して求めた輸送指數が五十以下とした場合に百を乗じて得た値を以て、以下の条において同じ。）を合計して得た値又は当該運搬機器に積載し若しくは収納する運搬物の個数を制限すること。

五 荷送人又は荷受人は、運搬物を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。
イ 当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関する留意すべき事項を記載した書面を携行すること。

ロ 当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を携行すること。

ハ 人の通常立ち入る場所においては、運搬物若しくは運搬機器を置かず、又は運搬物の積込み、取扱い等の取扱いを行わないこと。ただし、繩張、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

六 運搬物（コンテナ又はタンクに収納されていない低比放射性物質等を除く。以下この項において同じ。）にば、次に定めるどりのもの、標識の取付け又は表示をすること。
イ 次の表の上欄に掲げる運搬物の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に取り付けること。ただし、J型輸送物にあっては、この限りでない。

運搬物の区分	標識	箇所
一 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト時を超えないもの	第一類白標識	運搬物の表面の二箇所
二 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト時を超えて、かつ、輸送指數が一を超えないもの	第二類黄標識	運搬物の表面の二箇所
三 前二号に掲げる運搬物以外のもの	第三類黄標識	運搬物の表面の二箇所

ロ 次の(1)から(6)までに掲げる運搬物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該(1)から(6)までに掲げる事項を鮮明に表示しておこなうこと。

- (1) すべての運搬物 荷送人又は荷受人の氏名又は名称及び住所
 - (2) 総重量が五十キログラムを超える運搬物 総重量
 - (3) A型輸送物 「A型」又は「TYPE A」の文字
 - (4) I-P-1型輸送物 「I-P-1型」又は「TYPE IP-1」の文字
 - (5) I-P-2型輸送物 「I-P-2型」又は「TYPE IP-2」の文字
 - (6) I-P-3型輸送物 「I-P-3型」又は「TYPE IP-3」の文字
- 放射線作業者の被ばくする線量が実効線量限度及び等価線量限度を超えるものとする。

別表第一（第二条関係）種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

第一欄 原子番号	放射性物質の種類	数量 (A ₂ 値) (単位 TBq)	第二欄
1	³ H	40	
6	¹⁴ C	0.6	
7	¹⁵ N	0.6	
9	¹⁸ F	0.6	
11	²³ Na	0.5	
11	²⁴ Na	0.2	
15	³¹ P	0.5	
16	³⁵ S	3	
19	⁴¹ K	0.2	
19	⁴² K	0.6	
20	⁴⁶ Ca	1	
20	⁴⁸ Ca	0.3	
24	⁴⁹ Cr	30	
25	⁵¹ Mn	0.3	
26	⁵⁴ Fe	0.3	
26	⁵⁷ Fe	40	
26	⁵⁹ Fe	0.9	
27	⁶⁰ Co	10	
27	⁶⁴ Co	1	
27	⁶⁵ Co	0.4	
28	⁶⁴ Ni	30	
29	⁶³ Cu	1	
30	⁶⁵ Zn	2	
31	⁶⁹ Ga	3	
31	⁶⁹ Ga	0.5	
31	⁷¹ Ga	0.4	
32	⁶⁹ Ge	0.5	
33	⁷⁵ As	0.9	

(号外第263号)

33	⁷⁵ As	0.3
34	⁷⁵ Se	3
35	⁷⁵ Br	0.4
36	⁸⁵ Kr	10
37	⁸⁷ Rb	0.8
37	⁸⁹ Rb	0.5
38	⁸⁵ Sr	2
38	⁸⁸ Sr	3
38	⁸⁹ Sr	0.6
38	⁹⁰ Sr	0.3
39	⁸⁷ Y	1
39	⁹⁰ Y	0.3
42	⁹⁵ Mo	0.6
43	^{99m} Tc	4
44	¹⁰⁶ Ru	0.2
46	¹⁰³ Pd	40
47	¹¹¹ Ag	0.6
49	^{113m} In	3
49	^{113m} In	2
50	¹¹³ Sn	2
50	^{115m} Sn	0.4
52	¹²² Te	0.4
53	¹²⁵ I	3
53	¹³¹ I	0.7
53	¹³³ I	0.4
54	¹³³ Xe	10
55	¹³³ Cs	30

別表第二(第二条関係)
種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量(A _v 値)(単位 TBeq)
一 放出する放射線が一種類の場合(二に該当する場合を除く。) イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合(陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。) ロ ベータ線を放出する場合	$10^{-13} / h_{\text{min}}$ (40を超える場合には、40) $2.8 \times 10^{-14} / h_{\text{min}}$ (40を超える場合には、40) $5 \times 10^{-5} / h_{\text{min}}$ (40を超える場合には、40)
ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合(放射性物質の数量等に関する基準(平成十二年厚生省告示第三百九十九号)以下「数量告示」という)別表第二中第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。) ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合(数量告示別表第二中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。) ホ アルファ線を放出する場合	$1.9 \times 10^{-14} / h_{\text{min}}$ (40を超える場合には、40) $5 \times 10^{-5} / h_{\text{min}}$ (40を超える場合には、40)

二 放出する放射線が一種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの(以下の「原核種」といふ)によって生ずる放射性物質(以下「子孫核種」という。)の物理的半減期が十日以内である場合

三 放出する放射線が二種類以上の場合(四に該当する場合を除く。)

四 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が子孫核種の物理的半減期より長く、子孫核種の物理的半減期が十日以内である場合

備考 e_{pol} は一メートルの距離における放射性物質の実効線量率係数 ($\text{Sv} \cdot \text{Bq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}$) を、 h_{abs} は皮膚上の放射性物質の単位密度 ($\text{Bq} \cdot \text{m}^{-2}$) 当たりの皮膚の等価線量率係数 ($\text{Sv} \cdot \text{s}^{-1} \cdot \text{Bq}^{-1} \cdot \text{m}^2$) を、 e_{abs} は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における数量告示別表第二中第二欄又は第三欄に掲げる値 ($\text{mSv} \cdot \text{Bq}^{-1}$) のうち最小のものを、 h_{abs} はサブマージョンにおける単位積分濃度 ($\text{Bq} \cdot \text{s} \cdot \text{m}^{-3}$) 当たりの実効線量係数 ($\text{Sv} \cdot \text{Bq}^{-1} \cdot \text{s}^{-1} \cdot \text{m}^3$) をそれぞれ示す。

別表第三(第二条関係) 種類が明らかでない放射性物質の場合又は種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一種類が明らかでない放射性物質の場合又は種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一又は別表第二に数量が掲げられていない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄

第二欄

区分

第三欄

第四欄

第五欄

第六欄

第七欄

別表第四(第二条関係) 種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質が存在しないことが明らかな場合

別表第五(第二条関係) 種類が二種類以上あり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合(別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一欄

第二欄

区分

第三欄

第四欄

第五欄

第六欄

第七欄

第七欄

第八欄

別表第六(第二条関係) 種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の場合の数量の限度

別表第七(第二条関係) 種類が二種類以上あり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合(別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

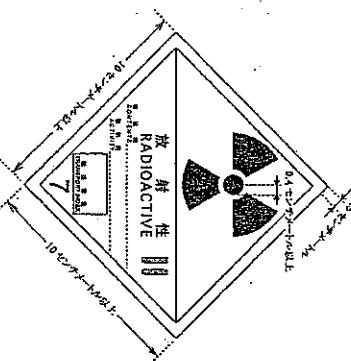
備考 X_1, X_2, \dots, X_n は種類及び種類別の数量が明らかなる各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ X_1, X_2, \dots, X_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 Y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量(テラベクレル)を、 Y は Y に係る放射性物質又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の全部が明らかな場合にあっては Y に係る放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最も小のものを、 Y に係る放射性物質の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあっては Y に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

備考 X_1, X_2, \dots, X_n は種類及び種類別の数量が明らかなる各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ X_1, X_2, \dots, X_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 Y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量(テラベクレル)を、 Y は Y に係る放射性物質又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の全部が明らかな場合にあっては Y に係る放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最も小のものを、 Y に係る放射性物質の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあっては Y に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

区分	第一欄	第二欄
放射性物質の種類の全部が明らかでない場合	$f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n$	1
放射性物質の種類の一部が明らかでない場合	$f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n + f_{n+1}/Y$	1
備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかなる各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 f_{n+1} は種類が明らかでない放射性物質の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。		
備考 X_1, X_2, \dots, X_n は種類及び種類別の数量が明らかなる各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ X_1, X_2, \dots, X_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 Y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量(テラベクレル)を、 Y は Y に係る放射性物質又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の全部が明らかな場合にあっては Y に係る放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最も小のものを、 Y に係る放射性物質の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあっては Y に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。		

区分	第一欄	第二欄
その系列のすべての放射性物質(原核種を除く。)の物理的半減期が十日を超えず、かつ、原核種の物理的半減期より短い場合	原核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第二欄に掲げる数量	数量(A ₂ 値)(単位 TBq)
その系列の子孫核種のうち、その物理的半減期が十日を超える、又は原核種の物理的半減期より長いものがある場合	$\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n の数量
備考 X_1, X_2, \dots, X_n は種類及び種類別の数量が明らかなる各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ X_1, X_2, \dots, X_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。		
記述欄 1 (株式会社試験機器)		
記述欄 2 (株式会社試験機器)		
記述欄 3 (株式会社試験機器)		
記述欄 4 (株式会社試験機器)		
記述欄 5 (株式会社試験機器)		
記述欄 6 (株式会社試験機器)		
記述欄 7 (株式会社試験機器)		
記述欄 8 (株式会社試験機器)		
記述欄 9 (株式会社試験機器)		
記述欄 10 (株式会社試験機器)		
記述欄 11 (株式会社試験機器)		
記述欄 12 (株式会社試験機器)		
記述欄 13 (株式会社試験機器)		
記述欄 14 (株式会社試験機器)		
記述欄 15 (株式会社試験機器)		
記述欄 16 (株式会社試験機器)		
記述欄 17 (株式会社試験機器)		
記述欄 18 (株式会社試験機器)		
記述欄 19 (株式会社試験機器)		
記述欄 20 (株式会社試験機器)		
記述欄 21 (株式会社試験機器)		
記述欄 22 (株式会社試験機器)		
記述欄 23 (株式会社試験機器)		
記述欄 24 (株式会社試験機器)		
記述欄 25 (株式会社試験機器)		
記述欄 26 (株式会社試験機器)		
記述欄 27 (株式会社試験機器)		
記述欄 28 (株式会社試験機器)		
記述欄 29 (株式会社試験機器)		
記述欄 30 (株式会社試験機器)		
記述欄 31 (株式会社試験機器)		
記述欄 32 (株式会社試験機器)		
記述欄 33 (株式会社試験機器)		
記述欄 34 (株式会社試験機器)		
記述欄 35 (株式会社試験機器)		
記述欄 36 (株式会社試験機器)		
記述欄 37 (株式会社試験機器)		
記述欄 38 (株式会社試験機器)		
記述欄 39 (株式会社試験機器)		
記述欄 40 (株式会社試験機器)		
記述欄 41 (株式会社試験機器)		
記述欄 42 (株式会社試験機器)		
記述欄 43 (株式会社試験機器)		
記述欄 44 (株式会社試験機器)		
記述欄 45 (株式会社試験機器)		
記述欄 46 (株式会社試験機器)		
記述欄 47 (株式会社試験機器)		
記述欄 48 (株式会社試験機器)		
記述欄 49 (株式会社試験機器)		
記述欄 50 (株式会社試験機器)		
記述欄 51 (株式会社試験機器)		
記述欄 52 (株式会社試験機器)		
記述欄 53 (株式会社試験機器)		
記述欄 54 (株式会社試験機器)		
記述欄 55 (株式会社試験機器)		
記述欄 56 (株式会社試験機器)		
記述欄 57 (株式会社試験機器)		
記述欄 58 (株式会社試験機器)		
記述欄 59 (株式会社試験機器)		
記述欄 60 (株式会社試験機器)		
記述欄 61 (株式会社試験機器)		
記述欄 62 (株式会社試験機器)		
記述欄 63 (株式会社試験機器)		
記述欄 64 (株式会社試験機器)		
記述欄 65 (株式会社試験機器)		
記述欄 66 (株式会社試験機器)		
記述欄 67 (株式会社試験機器)		
記述欄 68 (株式会社試験機器)		
記述欄 69 (株式会社試験機器)		
記述欄 70 (株式会社試験機器)		
記述欄 71 (株式会社試験機器)		
記述欄 72 (株式会社試験機器)		
記述欄 73 (株式会社試験機器)		
記述欄 74 (株式会社試験機器)		
記述欄 75 (株式会社試験機器)		
記述欄 76 (株式会社試験機器)		
記述欄 77 (株式会社試験機器)		
記述欄 78 (株式会社試験機器)		
記述欄 79 (株式会社試験機器)		
記述欄 80 (株式会社試験機器)		
記述欄 81 (株式会社試験機器)		
記述欄 82 (株式会社試験機器)		
記述欄 83 (株式会社試験機器)		
記述欄 84 (株式会社試験機器)		
記述欄 85 (株式会社試験機器)		
記述欄 86 (株式会社試験機器)		
記述欄 87 (株式会社試験機器)		
記述欄 88 (株式会社試験機器)		
記述欄 89 (株式会社試験機器)		
記述欄 90 (株式会社試験機器)		
記述欄 91 (株式会社試験機器)		
記述欄 92 (株式会社試験機器)		
記述欄 93 (株式会社試験機器)		
記述欄 94 (株式会社試験機器)		
記述欄 95 (株式会社試験機器)		
記述欄 96 (株式会社試験機器)		
記述欄 97 (株式会社試験機器)		
記述欄 98 (株式会社試験機器)		
記述欄 99 (株式会社試験機器)		
記述欄 100 (株式会社試験機器)		
記述欄 101 (株式会社試験機器)		
記述欄 102 (株式会社試験機器)		
記述欄 103 (株式会社試験機器)		
記述欄 104 (株式会社試験機器)		
記述欄 105 (株式会社試験機器)		
記述欄 106 (株式会社試験機器)		
記述欄 107 (株式会社試験機器)		
記述欄 108 (株式会社試験機器)		
記述欄 109 (株式会社試験機器)		
記述欄 110 (株式会社試験機器)		
記述欄 111 (株式会社試験機器)		
記述欄 112 (株式会社試験機器)		
記述欄 113 (株式会社試験機器)		
記述欄 114 (株式会社試験機器)		
記述欄 115 (株式会社試験機器)		
記述欄 116 (株式会社試験機器)		
記述欄 117 (株式会社試験機器)		
記述欄 118 (株式会社試験機器)		
記述欄 119 (株式会社試験機器)		
記述欄 120 (株式会社試験機器)		
記述欄 121 (株式会社試験機器)		
記述欄 122 (株式会社試験機器)		
記述欄 123 (株式会社試験機器)		
記述欄 124 (株式会社試験機器)		
記述欄 125 (株式会社試験機器)		
記述欄 126 (株式会社試験機器)		
記述欄 127 (株式会社試験機器)		
記述欄 128 (株式会社試験機器)		
記述欄 129 (株式会社試験機器)		
記述欄 130 (株式会社試験機器)		
記述欄 131 (株式会社試験機器)		
記述欄 132 (株式会社試験機器)		
記述欄 133 (株式会社試験機器)		
記述欄 134 (株式会社試験機器)		
記述欄 135 (株式会社試験機器)		
記述欄 136 (株式会社試験機器)		
記述欄 137 (株式会社試験機器)		
記述欄 138 (株式会社試験機器)		
記述欄 139 (株式会社試験機器)		
記述欄 140 (株式会社試験機器)		
記述欄 141 (株式会社試験機器)		
記述欄 142 (株式会社試験機器)		
記述欄 143 (株式会社試験機器)		
記述欄 144 (株式会社試験機器)		
記述欄 145 (株式会社試験機器)		
記述欄 146 (株式会社試験機器)		
記述欄 147 (株式会社試験機器)		
記述欄 148 (株式会社試験機器)		
記述欄 149 (株式会社試験機器)		
記述欄 150 (株式会社試験機器)		
記述欄 151 (株式会社試験機器)		
記述欄 152 (株式会社試験機器)		
記述欄 153 (株式会社試験機器)		
記述欄 154 (株式会社試験機器)		
記述欄 155 (株式会社試験機器)		
記述欄 156 (株式会社試験機器)		
記述欄 157 (株式会社試験機器)		
記述欄 158 (株式会社試験機器)		
記述欄 159 (株式会社試験機器)		
記述欄 160 (株式会社試験機器)		
記述欄 161 (株式会社試験機器)		
記述欄 162 (株式会社試験機器)		
記述欄 163 (株式会社試験機器)		
記述欄 164 (株式会社試験機器)		
記述欄 165 (株式会社試験機器)		
記述欄 166 (株式会社試験機器)		
記述欄 167 (株式会社試験機器)		
記述欄 168 (株式会社試験機器)		
記述欄 169 (株式会社試験機器)		
記述欄 170 (株式会社試験機器)		
記述欄 171 (株式会社試験機器)		
記述欄 172 (株式会社試験機器)		
記述欄 173 (株式会社試験機器)		
記述欄 174 (株式会社試験機器)		
記述欄 175 (株式会社試験機器)		
記述欄 176 (株式会社試験機器)		
記述欄 177 (株式会社試験機器)		
記述欄 178 (株式会社試験機器)		
記述欄 179 (株式会社試験機器)		
記述欄 180 (株式会社試験機器)		
記述欄 181 (株式会社試験機器)		
記述欄 182 (株式会社試験機器)		
記述欄 183 (株式会社試験機器)		
記述欄 184 (株式会社試験機器)		
記述欄 185 (株式会社試験機器)		
記述欄 186 (株式会社試験機器)		
記述欄 187 (株式会社試験機器)		
記述欄 188 (株式会社試験機器)		
記述欄 189 (株式会社試験機器)		
記述欄 190 (株式会社試験機器)		
記述欄 191 (株式会社試験機器)		
記述欄 192 (株式会社試験機器)		
記述欄 193 (株式会社試験機器)		
記述欄 194 (株式会社試験機器)		
記述欄 195 (株式会社試験機器)		
記述欄 196 (株式会社試験機器)		
記述欄 197 (株式会社試験機器)		
記述欄 198 (株式会社試験機器)		
記述欄 199 (株式会社試験機器)		
記述欄 200 (株式会社試験機器)		
記述欄 201 (株式会社試験機器)		
記述欄 202 (株式会社試験機器)		
記述欄 203 (株式会社試験機器)		
記述欄 204 (株式会社試験機器)		
記述欄 205 (株式会社試験機器)		
記述欄 206 (株式会社試験機器)		
記述欄 207 (株式会社試験機器)		
記述欄 208 (株式会社試験機器)		
記述欄 209 (株式会社試験機器)		
記述欄 210 (株式会社試験機器)		
記述欄 211 (株式会社試験機器)		
記述欄 212 (株式会社試験機器)		
記述欄 213 (株式会社試験機器)		
記述欄 214 (株式会社試験機器)		
記述欄 215 (株式会社試験機器)		
記述欄 216 (株式会社試験機器)		
記述欄 217 (株式会社試験機器)		
記述欄 218 (株式会社試験機器)		
記述欄 219 (株式会社試験機器)		
記述欄 220 (株式会社試験機器)		
記述欄 221 (株式会社試験機器)		
記述欄 222 (株式会社試験機器)		
記述欄 223 (株式会社試験機器)		
記述欄		

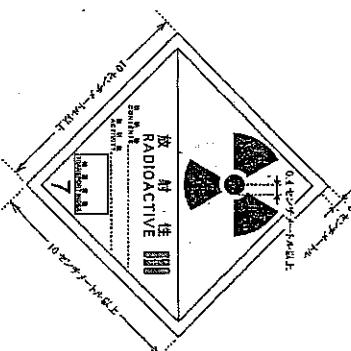
- 注1 三葉マークは、様式第一によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され又は包装されている放射性物質等の名称（当該放射性物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（LSA-1に該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の放射性物質等が収納され又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 収納されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指數の欄には、輸送指數を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬されるものにあっては、標識中の英語の部分をそれぞれ削り掉すことができる。
- 7 色彩は次表によるものとする。



様式第三（第十八条、第二十八条、第三十条関係）
第二類黄標識

部分	色彩
上半分の地	白
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

様式第四（第十八条、第二十八条、第二十九条、第三十条関係）
第三類黄標識



注1 三葉マークは、様式第一によるものとする。

- 2 収納物の欄には、収納され又は包装されている放射性物質等の名称（当該放射性物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（LSA-1に該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の放射性物質等が収納され又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。

- 3 放射能の欄には、収納され又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 収納されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指數の欄には、輸送指數を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬されるものにあっては、標識中の英語の部分をそれぞれ削り掉すことができる。
- 7 色彩は次表によるものとする。

部分	色彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

